

## 指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(鹿児島県指定 第4672100064号)

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 居室等の概要.....	3
4. 職員の配置状況.....	5
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	6
6. 緊急時の対応 7. 非常災害対策について.....	12
8. 高齢者虐待防止について.....	13
9. 事故発生時の対応.....	14
10. 衛生管理等について 11. 苦情の受付について.....	15

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 更生会
- (2) 法人所在地 鹿児島県南九州市穎娃町別府4710番地6
- (3) 電話番号 0993-38-0234
- (4) 代表者氏名 理事長 中村 邦彦
- (5) 設立年月 昭和46年 6月22日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年3月22日指定  
介護予防短期入所生活介護・平成18年4月1日指定  
鹿児島県 4672100064号

※ 当事業所は介護老人福祉施設望洋の里に併設されています。

### (2) 事業所の目的

ご利用者が、居宅において要介護状態となった場合において、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活が出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、更にその他の日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことによりご利用者の心身の機能の維持、並びにご利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

- (3) 事業所の名称 望洋の里短期入所生活介護事業所
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県南九州市穎娃町牧之内3776番地8
- (5) 電話番号 0993-36-3075
- (6) 管理者 氏名 中村 幸盛
- (7) 当事業所の運営方針

- 1 本事業所において、提供する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は、介護保険法、並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用申込者及びそのご家族に対し、運営規程の概要、指定短期入所生活介

護及び介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

3 ご利用者の心身の状況、若しくはそのご家族の疾病、介護疲れ、冠婚葬祭、出産等の理由により、又は、ご利用者のご家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象に、サービスを提供するものとする。

4 指定居宅介護支援事業者、その他保健、医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との連携により、ご利用者が利用開始から終了に至るまで、継続的に保健、医療、福祉サービスが受けられるよう援助する。

(8) 開設年月 平成 1年 9月 1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～土曜日 9時～17時

(10) 利用定員 5人（特別養護老人ホーム居室の空床利用可）

### 3. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として3人又は2人部屋ですが、個室など他の種類の居室利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。

(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	5室	当施設の個室は、従来型個室の基準を満たしておらず、多床室の算定になります。
2人部屋	4室	(短期入所生活介護(含介護予防)専用1室)
4人部屋	10室	
3人部屋	1室	(短期入所生活介護(含介護予防)事業所専用)
合計	20室	居室は原則としてベッドを使用、但しご利用者の状況に応じ、畳も可
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 起立訓練傾斜ベッド、歩行訓練用平行棒、訓練用階段、肩関節輪転運動器
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	
静養室	1室	

(食堂、機能訓練室、浴室、医務室、静養室は、介護老人福祉施設と兼用する。)

☆ 居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項

- 1 トイレの場所は、2人、3人、4人部屋には各居室の入口に設置され、また個室は集合トイレが1ヶ所設置されています。
- 2 居室及びトイレの入口は、全てカーテンで仕切られています。

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。〉

職 種	常 勤	非常勤	常勤 換算	指定 基準	職務の内容
1. 管 理 者	1	—	0.7	1名	職員等の管理、及び業務の管理を一元的に行う
2. 介 護 員	19	9	23.4	15名	ご利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介護を行う
3. 生活相談員	1	—	1.0	1名	入退居に関すること、更にご利用者及びご家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他の関係機関との連携において必要な役割を果たす
4. 看護員	4	4	4.0	2名	健康チェック等を行うことによりご利用者の健康状態を的確に把握し、健康維持のため適切な処置を、医師の指示のもとに行う
5. 機能訓練 指導員	—	(4)	(1.0)	1名	ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、必要な訓練を行う
6. 介護支援 専門員	(2)	—	(2.0)	1名	施設サービス計画作成に関する業務を担当する
7. 医 師	—	1	0.05	1名	ご利用者の健康状態を的確に把握し、健康維持のため適切な処置を行う
8. 管理栄養士	1	—	1.0	1名	ご利用者の食事を、栄養並びに身体の状態、嗜好を考慮し、適切な時間に提供する

※ ( ) は再掲

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

## <主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週水曜日 14:00～16:00
2. 介護員	標準的な時間帯における基本配置人員 早朝1： 5:30～14:00 1名 早朝2： 7:00～15:30 2名 日中： 8:00～16:30 1名 日中： 8:30～17:00 1名 日中： 10:15～18:45 3名 夜間1： 14:00～22:30 1名 夜間2： 15:00～23:30 2名 夜間3： 23:30～ 8:00 2名
3. 看護員	標準的な時間帯における基本配置人員 早朝： 7:00～15:30 1名 日中1： 8:30～17:00 1名 日中2： 10:15～18:45 1名 日中3： 10:30～19:00 1名

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、8割、又は7割）が介護保険から給付されます。

## <サービスの概要>

### ①入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。（温泉水を使用し、少人数によるゆったりとした入浴を行います。）
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・ ご希望者は、月曜～土曜日まで毎日利用できます。

## ②排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

## ③機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

## ④ノーリフトケアの推進

- ・ ご利用者の拘縮などの悪化防止や、抱え上げられる違和感、皮膚損傷不快感の軽減を図るとともに、職員の誤った身体の使い方を取り除き腰痛予防へと繋げ、ご利用者に合わせた福祉用具を有効活用するノーリフト＝「抱えない、持ち上げない、引きずらない」ケアの提供を行ってまいります。

## ⑤その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・ 出来るだけ多く外出の機会を設け、地域とのつながりを確保出来るようにします。

## ⑥ユニット・ケア（小集団処遇）

- ・ 平成15年4月1日より、一部ユニット・ケア（小集団処遇）を取り入れています。

## <サービス利用料金>

ご利用者の要介護度及び負担割合に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。具体的金額は、次のページ以降をご参照ください。

サービス料金算出に必要な、ご利用者自身の要介護度・負担割合は、それぞれ、お持ちの介護保険被保険者証・介護保険負担割合証でご確認ください。

## <利用料金の見直しについて>

加算の変更等により、単位数の変更が生じた場合、その都度説明をし、同意を得られた場合は、別紙確認書にて署名をいただきます。

＜サービス利用料金(1日あたり) 1割負担＞

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,510円	要支援 2 5,610円	要介護度 1 6,030円	要介護度 2 6,720円	要介護度 3 7,450円	要介護度 4 8,150円	要介護度 5 8,840円
2. サービス提供体制強化加算	180円						
3. 夜勤職員配置加算	無し		130円				
4. 介護保険からの給付金額	4,464円	5,211円	5,706円	6,327円	6,984円	7,614円	8,235円
5. 自己負担額	496円	579円	634円	703円	776円	846円	915円

☆加算等

(療養食は1食当り)

加算の種類	送迎加算	療養食加算	緊急受入加算	若年性認知症利用者受入加算
1. サービス利用料	片道 1,840円	80円	900円	1,200円
2. 介護保険からの給付金額	1,656円	72円	810円	1,080円
3. 自己負担額(1-2)	184円	8円	90円	120円

＜サービス利用料金(1日あたり) 2割負担＞

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,510円	要支援 2 5,610円	要介護度 1 6,030円	要介護度 2 6,720円	要介護度 3 7,450円	要介護度 4 8,150円	要介護度 5 8,840円
2. サービス提供体制強化加算	180円						
3. 夜勤職員配置加算	無し		130円				
4. 介護保険からの給付金額	3,752円	4,632円	5,072円	5,624円	6,208円	6,768円	7,320円
5. 自己負担額	938円	1,158円	1,268円	1,406円	1,552円	1,692円	1,830円

☆加算等

(療養食は1食当り)

加算の種類	送迎加算	療養食加算	緊急受入加算	若年性認知症利用者受入加算
1. サービス利用料	片道 1,840円	80円	900円	1,200円
2. 介護保険からの給付金額	1,472円	64円	720円	960円
3. 自己負担額(1-2)	368円	16円	180円	240円



〈サービス利用料金(1日あたり) 3割負担〉

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,510円	要支援 2 5,610円	要介護度 1 6,030円	要介護度 2 6,720円	要介護度 3 7,450円	要介護度 4 8,150円	要介護度 5 8,840円
2. サービス提供体制強化加算	180円						
3. 夜勤職員配置加算	無し		130円				
4. 介護保険からの給付金額	3,283円	4,053円	4,438円	4,921円	5,432円	5,922円	6,405円
5. 自己負担額	1,407円	1,737円	1,902円	2,109円	2,328円	2,538円	2,745円

☆加算等

(療養食は1食当り)

加算の種類	送迎加算	療養食加算	緊急受入加算	若年性認知症利用者受入加算
1. サービス利用料	片道 1,840円	80円	900円	1,200円
2. 介護保険からの給付金額	1,288円	56円	630円	840円
3. 自己負担額(1-2)	552円	24円	270円	360円

- ※ 療養食加算は、医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算されます。
- ※ 緊急受入加算は、居宅サービス計画書に計画されていない短期入所生活介護サービスを緊急に実施した際に7日（ご利用者の日常生活上の介護を行うご家族等の疾病等やむを得ない事情のある場合は14日）を限度として加算されます。
- ※ 若年性認知症ご利用者受入加算は、65歳未満で医師より「若年性認知症」と診断され、要介護認定を受けたご利用者に対して、担当の介護員を選任して介護を行う場合に加算されます。

☆送迎加算

ご利用者の心身状態、ご家族の事情等からみて送迎を行う事が必要と認められるご利用者に対して、その居宅と指定短期入居生活介護事業間の送迎を行います。

☆介護職員等処遇改善加算（I）

1割負担の方は、毎月の利用単位総計に14.0%を乗じた額、2割負担の方は、1割負担の方の2倍の額、3割負担の方は3倍の額をそれぞれいただきます。端数処理等で1円単位の金額が若干異なります。この加算は、介護保険事業所に従事する職員の賃金・福利厚生改善に充てることを目的に令和6年6月から介護報酬に加算方式で算入されたものです。

- ☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画

が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 低所得者に対するサービス利用料（自己負担金及び給食費、居住費等）の軽減制度がありますが、これについては、ご利用者が住所地の市町村に申請し、その該当者については市町村で認定し、被保険者（ご利用者）本人に通知されますので、その通知書をサービス提供事業所に提出してください。

## （２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。この利用料についてはご利用者負担額段階（ご利用者の収入、市町村民税の課税状況に応じて1から4段階あります。）により異なります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ① 食事

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。（調理については、当法人運営の給食センターに委託しております。）
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して各ユニットにて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ （食事時間）原則として、下記時間とさせていただきます。

朝食 7：15～8：00                      昼食 12：00～13：00

夕食 17：30～18：30

#### 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費に係る費用です。

食費は、朝食 315円、昼食 606円、夕食 524円で、召し上がった食事の合計額を請求させていただきます。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、下記料金表を負担限度額とし、召し上がった食事の合計が認定証の記載額を超える場合は、認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

（料金表）

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証の記載額			
		第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)
食事の提供に 要する費用	1日 1,445円	1日 300円	1日 600円	1日 1,000円	1日 1,300円

※ ご利用者個人のご希望に基づいて用意する特別な食事・外食等に要した費用は実費負担となりますので、上記金額を超える場合があります。

## ②居住に要する費用（光熱水費及び居室費）

当施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額（1日当たり）のご負担となります。（当施設の個室は、多床室の算定になります。）

（利用料）

居住（滞在） に要する費用	通常 （第4段階）	介護保険負担限度額認定証の記載額			
		第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)
当施設の居室	1日 855円	1日 0円	1日 370円	1日 370円	1日 370円

## ③理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。但し、利用日によってはお断りする場合があります、調髪当日に業者へ直接お支払いをお願いいたします。

利用料金：1回あたりー実費（施設契約業者 1,500円/回（税抜き）契約業者により金額が異なります。）

## ④レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：原則として無料と致しますが、希望により特殊な材料代等については、実費をご負担いただきます。

## ⑤複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

## ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象ですので、ご負担の必要はありません。但し、ご利用者が指定し、施設が別途購入する必要のあるおむつは、ご利用者でご準備ください。

## ⑦ ご利用者及びご家族の希望で病院を受診する場合の交通費

定期の受診についてはご利用日前後でお願いします。ご利用中の病院受診は緊急時以外ご家族の対応でお願いします。ご利用中、体調不良等により専門の医療機関での受診が必要であり、かつ往復4時間、検査等の付き添い時間を合わせてほぼ1日を要する場合 1km当たり 10円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

### (4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 6. 緊急時の対応

- ご利用期間中、生命に関わるような急変に備え、ご利用前に<事前確認書>の記入をお願いいたします。
- ご利用中、ご利用者の心身の状況に異変その他が生じた場合を想定し、事前に急変時のご家族様、ご本人様の意向、施設側の対応、緊急連絡先(昼夜間問わず、連絡のとれる方)の確認をさせていただきます。
- 非常災害に備え定期的に避難訓練を行い、天災その他の災害が発生した場合、職員はご利用者の避難誘導や協力機関等との連携等、適切な措置をいたします。
- 臥床時、ベッドからの転落が予想される方についてはセンサーマットを使用させて頂く場合もあります。

## 7. 非常災害対策について

- ①当施設に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する

取り組みを行います

災害対策に関する担当者(防火管理者)
--------------------

(職・氏名) 管理者・中村幸盛
-----------------

- ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- ③定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む）を行います。  
避難訓練実施時期：（毎年2回10月、3月）

## 8. 高齢者虐待防止について

当施設は、入居者等の人権擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者
-------------

(職・氏名) 管理者・中村幸盛
-----------------

- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④職員に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修を実施しています。
- ⑤職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑥サービス提供中に、当施設の職員又は養護者（現に養護しているご家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

## 9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、ご家族又は身元引受人並びに市町村及び各関係機関に連絡を行います。  
万一の事故発生に備えて、損害保険会社の損害責任保険に加入しております。

## 10. 衛生管理等について

- ①施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- ②施設において感染症の発生又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 11. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口（担当者）

[職氏名] 生活相談員 大村孝一

#### ○苦情解決責任者

[職氏名] 管理者 中村幸盛

#### ○苦情処理第三者委員

職・氏名	住所	電話番号
社会福祉法人更生会 監事 浜田進	穎娃町別府 1,247	38-1653
元穎娃町民生委員協議会会長 田原義幸	穎娃町牧之内 11,908	39-0256
元自治会 会長 平原久就	穎娃町御領 3,524	36-2481

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

また、苦情受付ボックスを事務所受付横に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関 ※年未年始、土・日曜日及び国民の祝祭日は休み

南九州市役所 介護保険担当	所在地 鹿児島県南九州市川辺町平山 3234 電話番号 0993-56-1111 受付時間 8:30～17:15
鹿児島県 国民健康保険団体連合会 介護保険担当	所在地 鹿児島市鴨池新町 6-6 鴨池南国ビル 電話番号 099-213-5122 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県庁 介護保険担当	所在地 鹿児島市鴨池新町 10番1号 電話番号 099-286-2111 受付時間 8:30～17:15
社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 鹿児島市鴨池新町 1番7号 県社会福祉センター内 電話番号 099-286-2200 受付時間 9:00～16:00

# サービス提供確認書

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、「指定短期入所生活介護事業」重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

尚、本重要事項説明書に基づき同意を得た後、介護報酬の改正等により介護給付によるサービス利用料の変更があった場合、変更項目を抜粋した確認書により、同意を得るものとします。

事業所名 望洋の里短期入所生活介護事業所

説明者職名 主任介護員兼介護支援専門員 氏名 吉 満 周 子 印

私は、「指定短期入所生活介護事業」重要事項説明書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、望洋の里短期入所生活介護のサービス提供開始に同意しました。

尚、サービス担当者会議等で契約者並びにご家族の情報をを用いる他、福祉サービスを受けるに当たって居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に同意しました。

ご利用者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

ご利用者代理人住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印（続柄 \_\_\_\_\_）

上記の事実を証するため、本契約書を2通作成し、ご利用者（又はご利用者代理人）と事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建

(2) 建物の延べ床面積 2,362㎡

#### (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設・隣接して実施しています。

### 県指定介護保険事業

[介護老人福祉施設] 平成12年4月1日指定

鹿児島県4672100064号 定員50名

[通所介護] 平成12年2月25日指定 鹿児島県4672100080号

(介護予防) 平成18年4月1日指定

定員25名 (日常生活支援総合事業を含む)

[居宅介護支援事業] 平成11年8月4日指定 鹿児島県4672100015号

[訪問介護] 平成12年3月14日指定 鹿児島県4672100114号

(介護予防) 平成18年4月1日指定

### 市介護予防・日常生活支援総合事業

[訪問型予防サービス] 平成29年4月1日指定 南九州市4672100114号

[通所型予防サービス] 平成29年4月1日指定 南九州市4672100080号

[緩和型サービス] 平成29年4月1日指定 南九州市4672100080号

### その他の事業

[在宅介護支援センター] 平成6年11月1日開設

※ 令和2年5月1日から訪問介護事業は一時休止中です。

#### (4) 事業所の周辺環境

\* ホームは町の中心部から至近の丘陵地にあり、東方には、颯娃町を一望に見渡せる大野岳、南方には薩摩富士として名高い開聞岳の優美な姿、更に西片には東シナ海的大海原が遠望され、近くの町並みや広大な田園風景が眺望できるという風光明媚で温暖な素晴らしい自然に恵まれています。

居室もすべて南向きでお年よりの憩いの場として最高の環境にあります。

また、交通の便もよく、JR指宿・枕崎線西颯娃駅よりタクシーで5分程のところにあります。



## 2. 職員の配置状況

### <配置職員の職種>

**介護員**… ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名以上のご利用者に対して1名の介護員(看護員を含む)を配置しています。

**生活相談員**… ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名以上の生活相談員を配置しています。

**看護員**… 主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3名以上の看護員を配置しています。

**機能訓練指導員**… ご利用者の機能訓練を担当します。1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

**栄養士**… 1名の管理栄養士を配置しております。

**医師**… ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の非常勤医師を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

① 当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を調査させます。

② その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

③ 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご利用者及びそのご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。

④ 短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

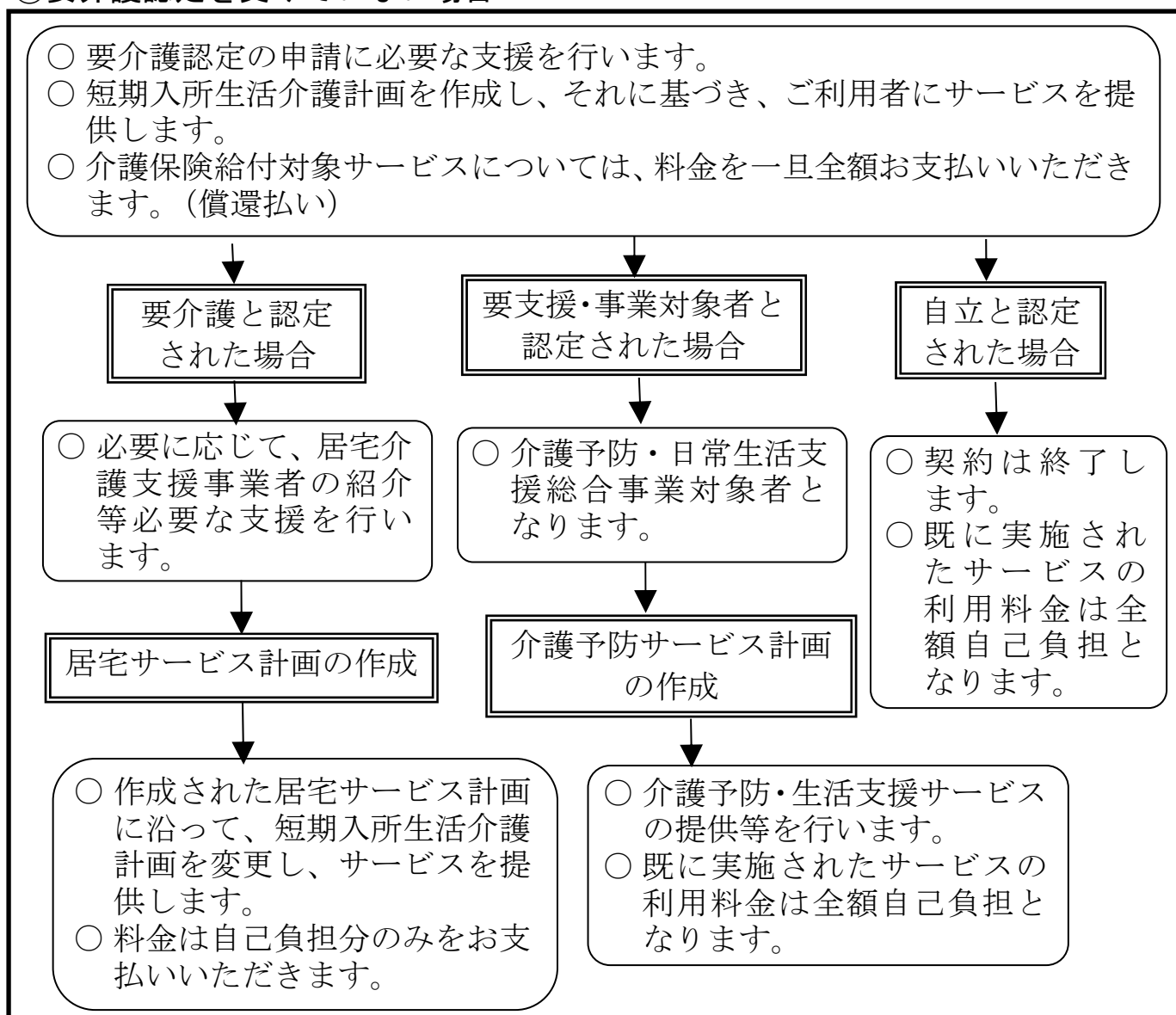
#### ①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、料金を一旦全額お支払いいただきます。（償還払い）

居宅サービス計画（ケアプランの作成）

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

## ②要介護認定を受けていない場合



#### 4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護師と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成のうえ5年間保管し、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者又は他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。尚、ご利用者の状況に応じ、離床センサー付ベッドのご使用をお願いする場合があります。使用する場合は、ご利用者又は、ご家族に確認し、確認した内容を一覧表へ記載し保管します。
- ⑤ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務) また、望洋の里短期入所生活介護事業所の職員でなくなった場合についても同様とします。

ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

##### (1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。  
貴重品（高価な物）、位牌、割れ物。  
持ち込まれた場合、紛失及び破損時の責任は負いかねますのでご了承ください。

保険証、現金の預かりは基本にお断りさせていただいております。貴重品（自宅の鍵など）を預ける場合は事前に職員へお知らせください。

## （２）利用時に必要な荷物の目安（４日以上）

- ・肌着２～３枚・上着（麻痺のある方は前開き）２～３枚、ズボン２～３枚、くつ下（季節に応じて）、くし（女性）、髭剃り（男性）、タオル１枚、ひざ掛け用のバスタオル１～２枚（車椅子の方）・歯ブラシとポリデント（義歯の方）
- ２～３日の利用の場合は各２枚ずつの準備をお願いします。

## （３）衣類について

- 衣類へは名前の記入をお願いします。
- 施設での洗濯が難しい衣類についてはクリーニング対応（有料）となります。予めご了承ください。（ウール、革製品、ダウンジャケット等）
- 利用日数にそぐわない量の衣類は送迎時、お返しさせて頂く場合もあります。

## （４）施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

## （５）面会

- 面会時間は、原則として９：００～２１：００とします。
  - ※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。
  - ※ 来訪者は、受付に訪問相手との間柄を告げ、面会簿に氏名、住所等を記入してください。（状況によっては面会時間や人数を制限させていただく場合があります。）
  - ※ 風邪、感染症等を発症されている方は面会をご遠慮下さい。
  - ※ 入館の際は感染症予防の為、玄関で手指消毒と基本的にマスクの着用をお願いします。
  - ※ なお、来訪される場合、食べ物の持ち込みはご遠慮ください。（持参された

場合は、必ず職員へ申し出てください。)

※感染流行時期、鹿児島県内（特に南薩地区）にて感染者数が拡大している状況においては、一時的に面会制限又は中止させて頂くことがあります。

※ 感染拡大地域へ行かれた方又感染拡大地域から来られた方は、一週間ほど面会をご遠慮ください。

## (6) 喫煙

厚生労働省が示す「受動喫煙防止対策の強化」の考え方から、施設内は全面禁煙とさせていただいています。(安全上、ライター、たばこを職員が保管させていただくことがあります。)

## (7) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の主治医に診療・治療等受けていただけるよう配慮いたします。また、ご利用者の主治医に診療・治療等受けられない場合で、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

### ①協力医療機関

医療機関の名称	中村温泉病院
所在地	鹿児島県南九州市穎娃町別府1
診療科	内科（神経内科含）、外科、整形外科、放射線科、耳鼻咽喉科

### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	うえむら歯科医院
所在地	鹿児島県南九州市穎娃町別府629番地1

## (8) 感染症について

感染症予防接種（インフルエンザ等）は、積極的に受けてくださいますようお願い申し上げます。

熱（微熱も含む）、咳、鼻水症状のある方、通常の体調と異なる方のご利用は控えさせていただきます。

同居者に感染症の発症者がいる場合（インフルエンザ・ノロウイルス・新型コロナウイルス等）は感染拡大防止の為、ご利用をお断りさせていただくこともあります。

感染性のある感染症（皮膚病、B型肝炎等）がある場合、主治医の判断を仰いだうえで、ご利用を判断させていただくこともあります。

## 6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合は、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他のご用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## （２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## （３）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。